

# 横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱

制定 平成6年9月5日 環廃第277号  
改正 平成30年10月1日 資産第1110号

## (目的)

第1条 本要綱は、横浜市内における廃棄物が地下にある土地について、土地利用行為に伴う生活環境の保全上の支障の発生及び土地利用者の被災等を防止することを目的とする。

## (定義)

第2条 本要綱において、用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 最終処分場 継続的に又は反復して廃棄物を埋立処分した埋立地及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）施行令第13条の2第3号ロに規定する生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置が講じられた廃棄物の埋立地を最終処分場という。
- (2) 跡地 最終覆土が完了した最終処分場を跡地という。なお、部分的に埋立処分を終了し、最終覆土を行った地区も跡地とする。
- (3) 跡地利用・跡地利用地区 跡地を土地として利用する行為の総称を跡地利用といい、利用する場所を跡地利用地区という。なお、緑地、公園等としての利用等も跡地利用とする。
- (4) 跡地利用の事業者 跡地利用するために、土地利用計画及びそのための各種工事計画を企画・立案する者並びに各種工事を実施する者を跡地利用の事業者という。
- (5) 跡地利用地区の管理者 跡地利用のための工事等を経て、跡地を土地利用の目的に適切な形質に整備し、使用開始後の管理を行う者を跡地利用地区の管理者という。
- (6) 跡地利用者 跡地利用の事業者、跡地利用地区の管理者及び実際に跡地を使用する者を跡地利用者という。

## (適用範囲)

第3条 本要綱は、横浜市内の跡地における試掘調査、土地等の造成、各種構造物の建設及び敷設等を行う者に対して適用される。

## (跡地利用の事業者が実施する事項)

第4条 跡地利用の事業者は、本要綱第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 跡地利用に係る市長との協議
- (2) 跡地利用計画の周辺住民への周知
- (3) 跡地利用のための事前調査計画の市長への提出
- (4) 跡地利用のための事前調査結果の市長への報告
- (5) 跡地利用のための工事対策計画の市長への提出
- (6) 跡地利用のための工事完了の市長への報告
- (7) 跡地利用地区関連情報の整理・保管・継承
- (8) 跡地利用地区の観察・異常等の市長への報告
- (9) 跡地利用対策工の変更・撤去
- (10) その他市長が必要と認める事項

(跡地利用に係る市長との協議)

第5条 跡地利用の事業者は、跡地利用にあたっては、市長と事前協議を行うものとする。また、市長から当該跡地利用に係る情報の請求があった場合には、その情報を提供するものとする。

なお、事前協議の結果、市長の判断で施行内容に応じ、本要綱第4条に規定する事項の一部を省略することができるものとする。

(跡地利用計画の周辺住民への周知)

第6条 跡地利用の事業者は、跡地利用にあたっては、事前にその計画の概要を周辺住民に周知し、協力を得られるよう努めるものとする。

(跡地利用のための事前調査計画の市長への提出)

第7条 跡地利用の事業者は、跡地利用にあたっては、事前に跡地利用地区についての調査を計画し、その内容について、市長に提出するものとする。なお、跡地利用地区が法第15条の17第1項に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）に該当する場合は、調査着手30日前までに提出しなければならない。

2 跡地利用の事業者は、第1項の調査計画の内容が市長に不相当と判断された場合、早急に調査計画を再検討し、市長の了解を得るものとする。

(跡地利用のための事前調査結果の市長への報告)

第8条 跡地利用の事業者は、事前調査が完了し次第、その結果について、市長に速やかに報告するものとする。

(跡地利用のための工事対策計画の市長への提出)

第9条 跡地利用の事業者は、跡地利用にあたっては、当該跡地利用行為及び対策工事に由来する環境汚染・被災等の防止対策等を計画し、その内容について、市長に提出するものとする。なお、跡地利用地区が指定区域に該当する場合は、工事着手30日前までに提出しなければならない。

2 跡地利用の事業者は、第1項の対策計画の内容が市長に不相当と判断された場合、早急に対策計画を再検討し、市長の了解を得るものとする。

(跡地利用のための工事完了の市長への報告)

第10条 跡地利用の事業者は、跡地利用のための工事が完了し次第、その結果について、市長に速やかに報告するものとする。

(跡地利用地区関連情報の整理・保管・継承)

第11条 跡地利用の事業者は、跡地利用のための工事終了後においても、跡地情報等について記録・保管するとともに、当該跡地利用地区の新規の所有者・管理者に適切に継承するものとする。

(跡地利用地区の観察・異常等の市長への報告)

第12条 跡地利用地区の管理者は、跡地利用のための工事終了後においても、沈下及びガス発生等の状況について観察し、異常が発見された場合は、市長に速やかに報告し、協議を行うものとする。また、非常災害が発生し、応急処置として跡地利用を行った場合、その内容について、市長に速やかに報告するものとする。なお、跡地利用地区が指定区域に該当する場合は、応急処置着手日から起算して14日以内に市長に報告しなければならない。

(跡地利用対策工の変更・撤去)

第13条 跡地利用地区の管理者は、跡地に設けられている跡地利用対策工の形状・規模等を変更する場合及び撤去する場合には、その変更内容及び撤去計画について、市長に報告し、協議を行うものとする。

(その他)

第14条 本要綱に定めのない事項及び本要綱の実施に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成6年10月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 本要綱の施行期日以前の要綱の規定に基づき作成されている様式書類については、施行期日以前から開始している跡地利用の場合においてのみ当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

# 横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要領

制定 平成30年10月1日

改正 令和3年3月1日

(趣旨)

第1条 本要領は、横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定により、要綱に基づく事務手続き等において必要な事項を定めるものとする。なお、本要領における用語の定義及び略称は、要綱の例によるものとする。

(跡地利用のための事前調査計画の様式等)

第2条 要綱第7条に規定する事前調査計画の提出に係る書類等は、次のとおりとする。

- (1) 「土地の形質の変更届出書」又は「跡地利用事前調査計画書」  
跡地利用地区が指定区域に該当する場合は土地の形質の変更届出書（様式第35号【法施行規則第12条の35】）、指定区域に該当しない場合は跡地利用事前調査計画書（様式1）を提出すること。
- (2) 調査範囲を明らかにした図面
- (3) 跡地設備の位置関係を把握できる平面図・断面図等
- (4) 周辺的生活環境への影響について実施する対策計画書
- (5) 調査計画書
- (6) 法施行規則の基準順守を確認できる書類（法施行規則第12条の40）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(跡地利用のための事前調査結果の様式等)

第3条 要綱第8条に規定する事前調査結果の報告に係る書類等は、次のとおりとする。

- (1) 「跡地利用事前調査完了報告書」（様式2）
- (2) 調査範囲を明らかにした図面
- (3) 跡地設備の位置関係を把握できる平面図・断面図等
- (4) 周辺的生活環境への影響について実施した対策結果
- (5) 調査結果
- (6) 法施行規則の基準順守を確認できる書類（法施行規則第12条の40）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(跡地利用のための工事対策計画の様式等)

第4条 要綱第9条に規定する対策計画の提出に係る書類等は、次のとおりとする。

- (1) 「土地の形質の変更届出書」又は「跡地利用対策計画書」  
跡地利用地区が指定区域に該当する場合は土地の形質の変更届出書（様式第35号【法施行規則第12条の35】）、指定区域に該当しない場合は跡地利用対策計画書（様式3）を提出すること。
- (2) 施行範囲を明らかにした図面
- (3) 跡地設備の位置関係を把握できる平面図・断面図等
- (4) 周辺的生活環境への影響について実施する対策計画書
- (5) 施行後の跡地利用の方法を明らかにした平面図・断面図等
- (6) 工事計画書
- (7) 法施行規則の基準順守を確認できる書類（法施行規則第12条の40）

(8) その他市長が必要と認めるもの

(跡地利用のための対策完了の報告の様式等)

第5条 要綱第10条に規定する対策完了の報告に係る書類等は、次のとおりとする。

- (1) 「跡地利用対策完了報告書」(様式4)
- (2) 施行範囲を明らかにした図面
- (3) 跡地設備の位置関係を把握できる平面図・断面図等
- (4) 周辺的生活環境への影響について実施した対策結果
- (5) 施行後の跡地利用の方法を明らかにした平面図・断面図等
- (6) 施行完了報告書
- (7) 法施行規則の基準順守を確認できる書類(法施行規則第12条の40)
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(情報の整理・保管・継承)

第6条 要綱第11条の継承等すべき情報は、次のとおりとする。

- (1) 跡地利用対策・管理の内容
- (2) 跡地調査結果等

(異常等の報告)

第7条 要綱第12条に規定する非常時等の報告に係る書類等は、本要領第5条のとおりとする。なお、跡地利用地区が指定区域に該当する場合は、「跡地利用対策報告書」(様式4)を「土地の形質の変更届出書」(様式第35号【法施行規則第12条の35】)に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 本要領は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 本要領の施行期日以前の要綱の規定に基づき作成されている様式書類については、施行期日以前から開始している跡地利用の場合においてのみ当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

附 則

(施行期日)

本要領は、令和3年3月1日から施行する。

## 跡地利用事前調査計画書

年 月 日

横浜市長

届出者 〇 一  
住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

跡地利用のための事前調査計画を策定しましたので、横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱の規定により、関係書類等を添えて提出します。

跡地利用地区の所在地	
跡地利用地区の面積	
跡地利用の種類	
跡地利用計画	
跡地利用事前調査の調査内容	
埋立廃棄物の種類	
埋立廃棄物の発生の有無及び発生時の処分方法	
調査実施予定期間	
備考	

## 跡地利用事前調査完了報告書

年 月 日

横浜市長

届出者 ㊦ ー  
住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

跡地利用のための事前調査が完了しましたので、横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱の規定により、関係書類等を添えて報告します。

跡地利用地区の所在地		
跡地利用地区の面積		
跡地利用の種類		
跡地利用計画		
跡地利用事前調査 の調査内容		
跡地利用地区の地権者の 氏名及び住所		
跡地利用地区の管理者の 氏名及び住所		
跡地利用供用開始年月日		
埋立廃棄物の発生の有無 及び発生時の処分方法	有・無	
調査実施期間		
協議番号※		
備考	※欄は記入しないこと。	

## 跡地利用対策計画書

年 月 日

横浜市長

届出者 〒 ー  
住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

跡地利用のための対策計画を策定しましたので、横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱の規定により、関係書類等を添えて提出します。

跡地利用地区の所在地	
跡地利用地区の面積	
跡地利用の種類	
跡地利用計画	
跡地利用対策の対策内容	
埋立廃棄物の種類	
埋立廃棄物の発生の有無 及び発生時の処分方法	
対策工事実施予定期間	
備考	

## 跡地利用対策完了報告書

年 月 日

横浜市長

届出者 ㊦ ー  
住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

跡地利用のための対策が完了しましたので、横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱の規定により、関係書類等を添えて報告します。

跡地利用地区の所在地		
跡地利用地区の面積		
跡地利用の種類		
跡地利用計画		
跡地利用対策の対策内容		
跡地利用地区の地権者の氏名及び住所		
跡地利用地区の管理者の氏名及び住所		
跡地利用供用開始年月日		
埋立廃棄物の発生の有無及び発生時の処分方法	有・無	
対策工事実施期間		
協議番号※		
備考	※欄は記入しないこと。	

土地の形質の変更届出書

年 月 日

横浜市長 殿

届出者 〒 ー  
住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

指定区域内における土地の形質の変更をしたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19（第1項、第2項、第3項）の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

指定区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の内容	
地下にある廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	
地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先	
土地の形質の変更の着手予定日（又は着手日）	
土地の形質の変更の完了予定日（又は完了日）	